

運営委員会運営委員選考委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会運営委員選考委員会（以下「選考委員会」という）に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(選考委員の選定)

第2条 運営委員会運営委員選考の為、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、運営委員会運営委員候補者を決定し、一般財団法人全日本ろうあ連盟理事会（以下「理事会」という）において承認されるまでの業務を担う。
- 3 選考委員会に、次の委員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 若干名
- 4 委員は、一般財団法人全日本ろうあ連盟理事及び監事、外部の有識者、都職員の内から理事会の承認を得て委嘱する。
- 5 委員の任期は、第25回夏季デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務等が終了し、デフリンピック運営委員会が解散するまでとする。
- 6 委員長及び副委員長は委嘱後、最初に開催される委員会において委員の互選により決定する。
- 7 委員長が辞任した場合に伴う次期委員長選考にあたり、副委員長は次期委員長選任時まで委員長を代理するものとする。

(選考委員会の開催)

- 第3条 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、他の委員が招集する事を妨げない。
- 2 委員長に事故があるとき又はやむを得ない理由により委員長が欠席する時は副委員長が、副委員長も欠席の場合は、委員が協議の上、議長を務める。
 - 3 委員の過半数の出席をもって会議が成立する。

(運営委員候補者の選定)

第4条 運営委員会運営委員候補者となる方法を以下の通り定める。

- (1) 本人が立候補する旨、選考委員会へ文書で提出。
 - (2) その他、選考委員会で推薦。
- 2 運営委員の資格、任期等については別途「デフリンピック運営委員選考規

程」を定める。

3 選考委員会は第1項(1)(2)の運営委員候補者の名簿を作成する。

(運営委員候補者の審査)

第5条 選考委員会は第4条第3項で作成された運営委員候補者名簿をもとに、候補者毎に運営委員選考規程第3条の資格及び選考基準に適合するか審査する。

2 審査結果は、出席委員の過半数をもって承認される。但し、運営委員候補となった選考委員については、当該運営委員の審査、決議には参加しない事とする。

3 審査の結果、承認された運営委員候補者名簿を理事会へ議題提示し、承認を得る。

(改廃)

第6条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

2 この規程は一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

この規程は、2023(令和5)年3月13日から施行する。